

氏名（本籍）	宮澤 安紀
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 甲 第 9760 号
学位授与年月日	令和 3 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	日英の自然葬法に関する宗教社会学的比較研究

主査	筑波大学 教授	文学博士	保呂 篤彦
副査	筑波大学 教授	Dr.phil.	小野 基
副査	筑波大学 教授	博士（宗教学）	津城 寛文
副査	筑波大学 名誉教授	文学博士	山中 弘

#### 論文の要旨

この論文は、近代化とそれに伴う個人化という社会変化によって、従来は「宗教」が提供してきた生と死の意味体系が解体されつつある現代社会において、人々が個人的な死の物語をどのように語り直そうとしているのかを、日本とイギリスにおいて近年普及しつつある「自然葬法」（本来的には自然環境に配慮した葬法）の登場と普及に着目しつつ検討することを主眼とし、上記の「自然葬法」が世界各地で普及しつつあるのは何故か、さらに日本とイギリスとでこの「自然葬法」の登場の経緯や利用者の動機など、その受容のされ方にどのような共通点と相違点があるのかを明らかにすることを狙ったものである。本論文は、序章、主に近代以降のイギリスの葬法の変遷とその現在を分析する第一部「イギリス編」（第1章から第3章）と、近代日本における葬法の変遷とその現在を分析する第二部「日本編」（第4章から第6章）、さらに終章の合計8章から構成される。

まず、本論文は序章において、現代日本の葬送、イギリスと日本における自然葬法（前者は「自然埋葬(natural burial)」、後者は「樹木葬」）に関する先行研究を検討し、それらが現代の葬送の変容の背景と特徴を明らかにしている点で有意義でありつつも、それぞれの国内の文脈においてのみ論じられ、国際的比較による特徴の把握には至っていないこと、イギリスの「自然埋葬」と日本の「樹木葬」を架橋する理論としてはD・J・デイヴィスの提起した「エコロジカルな不死」概念があるが、伝統的生死観の衰退とエコロジー思想に基づく世俗的生死観への移行という単線的な理解に留まる上、個人の生死観を支える共同体への視点が欠落しているという問題点があることが指摘され、それとの対比で、両国において「自然葬法」が登場した歴史的・文化的・社会的文脈の差異を踏まえて現代の状況を把握するという本論文の目論見が提示される。

第1章「イギリスにおける葬送の近代化」では、イギリスにおける伝統的葬送の近代的葬送への再編の主たる契機が、公衆衛生上の必要から葬送に関する事柄が教会から世俗の公権力に移行したこと、合理的・世俗的葬法として近代型火葬が戦後急速に普及したことなどであり、これが生と死の分断、死者を専門家に委ね、日常空間から隔離する近代的価値観に基づくものであったと捉えられる。

第2章「イギリスにおける自然埋葬の背景と現状」では、上のような近代的な死の取り扱いが、20世紀の終わり頃から専門家による死の囲い込みとして批判され、これに反発する形で当事者たちの選択の自由が主張

され始め、その流れの中で「自然埋葬」が成立していったこと、これが葬送に限定されず、看取りや死別など死の領域全般における大きな変化の一部であって、近代からポストモダンへの認識の転換として捉えられる旨が論じられる。

第3章「イギリスにおける自然埋葬の実態」では、上記の認識の転換を背景に成立した「自然埋葬」について、人々が現にそれをどのように受容し、生と死の意味づけを再編しているかを、イギリス全土を対象にした意識調査や筆者自身によるインタビュー調査資料に基づいて考察している。それによると、「自然埋葬」を選択した（あるいは希望する）人たちは「自然志向」「脱伝統」を動機として明示するものの、それは必ずしもエコロジカルな世界観に収斂するものではなく、そこでは各自の多様な死の物語が紡がれており、そこに共同体による承認が欠けているにもかかわらず、高度に個人化したイギリス社会におけるお互いの「正しさ」の感覚の承認がこれを支えていると論じられる。

第4章「日本における葬送の近代化」は、日本における近代型火葬の発展、宗派不問の共葬墓地の成立など、神道国教化政策を採用した明治政府の当初の墓地行政が合理性や効率性を目的に次第に脱宗教化して行く過程を論じ、日本の葬送の近代化がイギリスのそれと異なるのは近代化によって生者と死者が分断されるのではなく、先祖祭祀の制度化によってかえってそのつながりが強化された点であることを明らかにしている。

第5章「日本の樹木葬の背景とその現状」は、近代に制度化されるに至った先祖祭祀に基づく「家の墓」とそれを支える「家」組織が20世紀おわりのライフスタイルに合わず、その正当性を疑問視されるようになり、そうした社会変化を背景として「樹木葬」が登場したことを論じている。「家」意識の希薄化、晩婚化・少子化に伴い「家の墓」の維持が困難になり、個人が自由な葬送のあり方を模索する状況のなかで、遺骨を土に還すことで継承者を必要としない「樹木葬」の受容が進むことになったと論じられる。

第6章「日本における樹木葬の実態」は、「樹木葬」を選択する人々が自分らしい死の物語をどのように構築しているか、筆者自身が実施したインタビュー調査の資料から検討している。それによると、「樹木葬」を選ぶ人は墓参りと先祖祭祀否定の「脱継承」傾向、「自然に還る」とする「自然志向」傾向を示しているものの、イギリスの場合と異なり、「樹木葬」は葬られることになる本人の自己決定であることが多く、「樹木葬」を選んだ人たち同士による地縁・血縁によらない新しい共同性への志向を示しており、これが個人の死の物語の安定した内面化において重要な役割を果たしていることが主張されている。

終章は、以上の議論をまとめ、特にイギリスと日本の事例を比較の観点からより詳細に検討している。具体的には、イギリス、日本ともに、自然葬法の登場・普及は近代に確立された葬送に対する批判的反省に基づき、当事者の自由な選択を尊重することから促進されたことを示した上で、それぞれの近代化と宗教文化のあり方の相違、とりわけ前者に関しては東アジアにおける「圧縮された近代」「個人主義なき個人化」という議論、後者に関しては近代イギリスにおいて生と死を分断する背景となったプロテスタント的態度と、日本の死者供養のあり方との相違に基づいて、それぞれの特徴的なあり方の説明を試みている。

## 審査の要旨

### 1 批評

墓や葬法に関する研究は近年盛んに行われているが、宗教学、宗教社会学の視点からの研究はまだ必ずしも多くない。イギリスは「自然葬法」が広く知られており、これに関して多くの研究が行われている。筆者がイギリスを研究対象の一つに選んだのもこれによるところが大きいと言える。しかし、本論文が序章で主張しているとおり、これを他国の、さらには異文化圏の同様の現象と比較し、それを宗教社会的な観点から考察するという研究はまだほとんど行われていないと言って差し支えない。その意味で本論文はこの分野の嚆矢とな

る研究であって、その先進性は高く評価される。また、論文全体の構成も、以上に述べた明確な目的に応じた合理的なものとなっている。第1章、第2章、第4章、第5章は、それぞれ先行研究を精査し、現代に至るまでのイギリスと日本の葬送のあり方の変遷を辿ったものであるが、重要な問題点を適切に摘出し、平易な文体で叙述されており、十分な説得力を有している。一方、第3章はイギリスの「自然埋葬」地の、また第6章は日本の「樹木葬」墓地の利用者（契約者）へのインタビューに基づく研究であり、葬法や墓という研究対象のプライベートな性質上、困難を伴うにもかかわらず、最低限有意な結論を導くに十分な事例の調査を実施できたことも評価に値する。

ただし、取り上げた資料を整理・説明するために主として終章において取り上げて論じている諸理論が、紡がれる死の受容の物語の実質を論ずるのにどの程度有効であったかについては疑問が残るほか、日英の自然観の相違、日本の死者供養と深く結びついてきた仏教や寺院との関わりについて、十分な考察がされていない点に不満が残ると言わざるをえない。

しかしながら、それにもかかわらず、この分野における本論文の先見性と、困難な調査に基づく情報をもとにした諸考察の意義は否定しえない。したがって、本論文は博士学位請求論文として十分な学術的価値を有するものと判断される。

## 2 最終試験

令和3年1月14日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

## 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。